

令和 3 年度第 1 回審査品質管理小委員会

令和 2 年度改善提言に関する特許審査の取組状況

令和 2 年度審査品質管理小委員会の改善提言に関し、特許庁が行った主要な特許審査の取組の計画と実績、それらの取組のねらいと結果は以下のとおりである。

評価項目	評価項目③、⑥～⑦、⑨、⑪に関するもの
改善提言 1	オンライン上のコミュニケーションも含め、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることを期待する。
ねらい	ユーザーとのコミュニケーションを充実させる。
取組の計画	(面接・電話対応の充実) 1. テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段を整備する。 2. オンライン面接に利用可能な Web 会議サービスを拡充する。 3. 出願人の求めに応じて、面接・電話対応を着実に実施する。 (ユーザー等との意見交換) 4. 特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に向けて企業の現状や課題を直接伺うため、多岐にわたるユーザーと意見交換（企業コンタクト等）を実施する。意見交換の場では、特許庁ホームページにおける意見受付の周知も含め、特許庁における品質管理関連施策についての情報発信を行う。
取組の実績	(面接・電話対応の充実) 1. 2021 年 4 月に、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段を整備し、2021 年 4 月～12 月において当該手段は 11,760 回利用された。また、2021 年 10 月～11 月には、審査官に対して当該手段の利用に係る調査を行った。 2. 2021 年 4 月より、オンライン面接において Microsoft Teams の利用を可能とした。 3. 原則一回は面接の依頼を受諾し、2021 年 4 月～12 月に 1308 件（昨年同期 1068 件）の面接審査、13,884 件（昨年同期 12,715 件）の電話対応を行った。 (ユーザー等との意見交換) 4. 企業コンタクトについては、2021 年 4 月～12 月実績として 100 件（企業属性：大企業 74 件、海外企業 4 件、スタートアップ 2 件、中小企業 10 件、公的研究機関 1 件、その他 9 件、開催形式：対面 16 件、オンライン 84 件）（昨年同期 82 件（企業属性：大企業 62 件、中小企業 6 件、公的研究機関 3 件、その他 11 件、開催形式：対面 13 件、オンライン 69 件））を実施し、審査の質に関する意見交換も実施した。
結果	取組 1～4 の実施により、ユーザーとのコミュニケーションのための手段を充実させるとともに、ユーザーと品質管理に関する意見交換も実施し、ユーザーの問題意識を把握することができた。

令和 2 年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目	評価項目④に関するもの
改善提言 2	審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数の確保を期待する。また、急増する外国文献への対応も含めた、効率的な審査環境の整備を期待する。
ねらい	審査の質の維持及び向上に必要な水準の審査官数を確保するとともに、効率的な審査環境の整備を進める。
取組の計画	(審査官の人員配置) 1. 審査実施体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。 (審査官の育成と評価) 2. 進歩する最新のサーチ関連ツールの活用に関する情報を審査官に提供するため、サーチ関連ツールの効果的な利用手法等についての研修を実施し、審査効率の最大化を目指す。 3. 全審査官を対象とした「品質テスト」を実施し、審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の定着を図る。 (外国特許文献サーチ等の拡充) 4. 外国文献の採択率の高い分野から、外国文献検索オプションを優先的に発注できるような仕組みを検討・調査した上で導入する。 5. 外国特許文献調査のためのサーチ環境の充実に継続して取り組む。
取組の実績	(審査官の人員配置) 1. 2021 年度は、34 名の恒常審査官と、105 名の任期付き審査官を採用し、昨年度と同程度の審査官数を確保した。 (審査官の育成と評価) 2. 検索ワードの選択やシソーラス展開に漏れがなく、かつ効率的なサーチを行えるように、「シソーラス展開ツール」や「類似度順スクリーニング」の活用に関する研修を 2021 年 8 月～9 月にかけて e ラーニング形式で実施し、全審査官が受講を完了した。研修後のツールの平均利用者数について、研修前より「シソーラス展開ツール」は 40%、「類似度スクリーニング」は 18% 増加したことが確認された。 3. 全審査官を対象とした「品質テスト」を e ラーニング形式で実施した。2021 年度は、昨年度の正答率も踏まえつつ、テレワーク環境下での審査、オンラインでの面接審査等に関する知識も出題し、知識の定着を図った。更なる知識の定着を図るため、正答率の低い問題については、全審査官を対象に改めて解説を行うとともに、今後の研修等にも活用すべく、各設問の正答率を関連部署に共有する。 (外国特許文献サーチ等の拡充) 4. 過去の発注における技術分野ごとの外国特許文献検索オプション付与率と同オプションにより提示された文献の引用率とを調査した。調査結果を活用し、2022 年度においては、技術分野ごとの外国特許文献検索オプション付与の有用性を勘案し、有用性の高い分野に対して優先的にオプションを付与する予定。 5. 審査官が利用する特実検索システムにおいては、米国、欧州及び WIPO の英語特許文献、中韓の特許文献について、日本語での検索及びスクリーニングのための全文日本語機械翻訳文を継続して蓄積した。また、米国、欧州、WIPO、独国、中国及び韓国の全文日本語機械翻訳文に基づいて、AI を活用して機械的にテーマコード等を付与し、外国特許文献サーチにおいて利用可能としている。
結果	取組 1 の実施により、審査官数を維持することができた。取組 2～5 の実施により、審査官の育成や審査環境の充実を進めることができた。

令和 2 年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目	評価項目⑧、⑩に関するもの
改善提言 3	判断の均質性、進歩性の運用の改善等に関するユーザーの問題意識やニーズに対応するため、品質管理の取組を継続・改善するとともに、個別の要因分析等も実施し、ユーザーが納得できる審査を進めることを期待する。
ねらい	ユーザーの問題意識やニーズに対応するため、個別案件の分析を実施するとともに、品質管理の取組を継続・改善し、ユーザーが納得できる審査を進める。
取組の計画	(ユーザー評価調査) 1. ユーザー評価調査の不満回答者から審査の質の現状や審査の質に対するニーズの把握を行い、対応を進める。 (審査の質の向上のための意見受付) 2. 審査の質に関するユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用する。 (内外乖離分析) 3. 他庁との審査結果の相違に関して、ユーザーとの意見交換会等の機会を通じてユーザーから見た現状及び問題意識の把握を行い、対応を進める。 4. 特許庁と他庁に共通して出願されたものであって、特許庁と他庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他庁との審査結果の相違（内外乖離）について分析し、審査の質の向上に活用する。
取組の実績	(ユーザー評価調査) 1. 回答後の意見交換会についての同意確認も含めて調査を実施し、不満回答者との意見交換会を通じた審査の質の現状や審査の質に対するニーズの把握、分析を実施している。 (審査の質の向上のための意見受付) 2. 2021 年 4 月～12 月に、特許庁ホームページ、メール、電話等から受け付けた 22 件の意見については、不備の存在、当該不備が生じた主たる原因等の分析を行い、庁側の対応が不適切と確認されたものについては、回答者の同意の下、担当審査官への注意喚起や是正等の対応を行った。 (内外乖離分析) 3. 知財関連団体との定期意見交換会の場を活用して、他庁との審査結果の相違に関する現状及び問題意識を把握し、分析手法の検討を行っている。 4. 内外乖離分析結果を審査部全体に周知するとともに、個別案件の分析結果について当該案件が属する審査長単位の管理職や審査官にフィードバックした。
結果	取組 1～4 の実施により、ユーザーの問題意識やニーズを把握するとともに、個別案件の分析も実施して、品質管理の取組を継続・改善することができた。

令和 2 年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目	評価項目①、⑤、⑨に関するもの
改善提言 4	ウィズコロナ・DX時代の社会環境の変化への対応も含め、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直しを行うことを期待する。
ねらい	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制について、改めて見直しを行う。
取組の計画	（質の高い審査を実現するための方針・手続について） 1. 特許庁のミッション、ビジョン、バリューズ（MVV）（2021 年 6 月更新）のバリューズについては、現場でのフィット感を出し、業務に即した価値観を職員同士で共有するため、各部署で設定することを推奨している。特許審査部において設定するバリューズには、審査の質に関する行動指針を盛り込むことで、審査の質への更なる意識向上を促す。 2. 品質ポリシー等についてのレビューを実施する。 （質の高い審査を実現するための品質管理体制について） 3. テレワークにおいて品質管理官による品質監査や決裁前チェックを着実に実施するためにオンラインでのフィードバック等の実施を拡大する。
取組の実績	（質の高い審査を実現するための方針・手続について） 1. 審査官一人ひとりが特許審査部版バリューズを自分ごとと捉えて日々行動できるように、各審査室で全審査官が参加する形で、新たに設定する特許審査部版バリューズについてディスカッションを実施した（2021 年 9 月）。特許審査部版バリューズには、審査の質に関する項目も含まれており、各審査室での活発な議論を通じて、審査官の審査の質に対する意識が醸成された。 2. 知財関連団体及び代理人団体との品質ポリシーに関する意見交換会や、各審査室での特許審査部版バリューズに関するディスカッションの結果等も踏まえ、品質ポリシー等の文書のレビューを実施した。レビューの結果、品質ポリシーについては、その基本原則のひとつである「継続的に業務を改善します」（特許庁は、世界最高品質の特許審査を持続的に提供するために、現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善していきます。）が社会環境の変化等への対応を含むものであり、更新を行わずともその合理性・実効性が維持されていること、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書（審査基準、面接ガイドライン等）については、社会環境の変化等に対応した更新が実施されていることが確認された。品質マニュアルについては、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書の更新に合わせた改訂等の検討を更に行うべきであることが確認された。今後も、品質ポリシー等の文書を定期的にレビューする。 （質の高い審査を実現するための品質管理体制について） 3. 品質管理官業務におけるテレワーク体制を整備し、未公開案件に関する業務を除き、テレワークを可能とした。
結果	取組 1～2 の実施により、質の高い審査を実現するための方針・手続を再確認することができた。取組 3 の実施により、品質管理体制を改善することができた。